

# 令和3年度国民健康保険事業費納付金の算定について

R3. 2. 1

## 1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、令和3年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

## 2 令和3年度の納付金

- 一人あたり納付金額は、令和2年度と比較して▲5.0%、6,710円減の128,619円となり、前年度と比べて1団体で増加し、26団体で減少しました。  
(別紙1)
- 納付金総額は、令和2年度と比較して▲5.6%、約14億2千万円減の約238億9千万円となり、前年度と比べて4団体で増加し、23団体で減少しました。  
(別紙2)

## 3 調整措置

- 納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。
- 調整措置は、制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して県が国と県の公費を充てているものです。
- 令和3年度の納付金額については、県平均の増加率を超えた12団体に対して、合計で約2億9千万円の調整措置を実施することとして算定しました。(別紙3)

## 4 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

## 一人あたり納付金額の比較（令和3年度－令和2年度）

市町村名	令和2年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	134,081 円	127,214 円	▲ 6,867 円	▲ 5.1 %
富 士 吉 田 市	143,066 円	135,759 円	▲ 7,307 円	▲ 5.1 %
都 留 市	133,873 円	123,564 円	▲ 10,309 円	▲ 7.7 %
山 梨 市	143,337 円	136,940 円	▲ 6,397 円	▲ 4.5 %
大 月 市	130,786 円	123,846 円	▲ 6,940 円	▲ 5.3 %
韭 崎 市	126,450 円	119,676 円	▲ 6,774 円	▲ 5.4 %
南アルプス市	131,993 円	125,951 円	▲ 6,042 円	▲ 4.6 %
北 杜 市	118,807 円	112,899 円	▲ 5,908 円	▲ 5.0 %
甲 斐 市	129,450 円	123,722 円	▲ 5,728 円	▲ 4.4 %
笛 吹 市	142,124 円	136,721 円	▲ 5,403 円	▲ 3.8 %
上 野 原 市	144,247 円	136,139 円	▲ 8,108 円	▲ 5.6 %
甲 州 市	135,898 円	131,441 円	▲ 4,457 円	▲ 3.3 %
中 央 市	130,427 円	125,262 円	▲ 5,165 円	▲ 4.0 %
早 川 町	128,879 円	121,767 円	▲ 7,112 円	▲ 5.5 %
身 延 町	151,796 円	138,941 円	▲ 12,855 円	▲ 8.5 %
南 部 町	132,198 円	126,099 円	▲ 6,099 円	▲ 4.6 %
昭 和 町	153,102 円	145,936 円	▲ 7,166 円	▲ 4.7 %
道 志 村	142,998 円	134,338 円	▲ 8,660 円	▲ 6.1 %
西 桂 町	119,499 円	106,981 円	▲ 12,518 円	▲ 10.5 %
忍 野 村	141,425 円	135,372 円	▲ 6,053 円	▲ 4.3 %
山 中 湖 村	162,366 円	152,134 円	▲ 10,232 円	▲ 6.3 %
鳴 沢 村	134,102 円	125,341 円	▲ 8,761 円	▲ 6.5 %
小 菅 村	122,230 円	124,294 円	+ 2,064 円	+ 1.7 %
丹 波 山 村	103,224 円	101,066 円	▲ 2,158 円	▲ 2.1 %
富士河口湖町	152,318 円	141,930 円	▲ 10,388 円	▲ 6.8 %
市 川 三 郷 町	128,378 円	122,528 円	▲ 5,850 円	▲ 4.6 %
富 士 川 町	139,073 円	129,737 円	▲ 9,336 円	▲ 6.7 %
県 平 均	135,329 円	128,619 円	▲ 6,710 円	▲ 5.0 %

増加 1 団体  
減少 26 団体

## 納付金総額の比較（令和3年度－令和2年度）

市町村名	令和2年度 納付金総額	令和3年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,447,844,745 円	5,090,959,216 円	▲ 356,885,529 円	▲ 6.6 %
富 士 吉 田 市	1,411,345,364 円	1,437,420,923 円	+ 26,075,559 円	+ 1.8 %
都 留 市	878,342,660 円	780,553,623 円	▲ 97,789,037 円	▲ 11.1 %
山 梨 市	1,223,954,760 円	1,160,564,529 円	▲ 63,390,231 円	▲ 5.2 %
大 月 市	721,025,405 円	662,700,655 円	▲ 58,324,750 円	▲ 8.1 %
韮 崎 市	829,889,984 円	768,083,366 円	▲ 61,806,618 円	▲ 7.4 %
南アルプス市	2,048,795,135 円	1,904,637,281 円	▲ 144,157,854 円	▲ 7.0 %
北 杜 市	1,646,426,313 円	1,534,295,581 円	▲ 112,130,732 円	▲ 6.8 %
甲 斐 市	1,954,303,320 円	1,896,907,511 円	▲ 57,395,809 円	▲ 2.9 %
笛 吹 市	2,412,414,399 円	2,269,982,271 円	▲ 142,432,128 円	▲ 5.9 %
上 野 原 市	783,838,754 円	729,707,352 円	▲ 54,131,402 円	▲ 6.9 %
甲 州 市	1,168,041,627 円	1,144,455,885 円	▲ 23,585,742 円	▲ 2.0 %
中 央 市	856,251,538 円	819,336,597 円	▲ 36,914,941 円	▲ 4.3 %
早 川 町	33,250,791 円	30,928,818 円	▲ 2,321,973 円	▲ 7.0 %
身 延 町	430,341,483 円	400,149,518 円	▲ 30,191,965 円	▲ 7.0 %
南 部 町	233,329,009 円	218,277,408 円	▲ 15,051,601 円	▲ 6.5 %
昭 和 町	586,992,628 円	556,015,225 円	▲ 30,977,403 円	▲ 5.3 %
道 志 村	70,355,251 円	64,750,727 円	▲ 5,604,524 円	▲ 8.0 %
西 桂 町	105,279,027 円	98,743,626 円	▲ 6,535,401 円	▲ 6.2 %
忍 野 村	214,966,740 円	206,442,936 円	▲ 8,523,804 円	▲ 4.0 %
山 中 湖 村	294,532,770 円	275,970,596 円	▲ 18,562,174 円	▲ 6.3 %
鳴 沢 村	112,108,957 円	114,937,956 円	+ 2,828,999 円	+ 2.5 %
小 菅 村	25,668,226 円	27,095,995 円	+ 1,427,769 円	+ 5.6 %
丹 波 山 村	15,999,700 円	16,574,762 円	+ 575,062 円	+ 3.6 %
富士河口湖町	889,235,141 円	831,711,384 円	▲ 57,523,757 円	▲ 6.5 %
市 川 三 郷 町	481,033,870 円	439,752,065 円	▲ 41,281,805 円	▲ 8.6 %
富 士 川 町	435,436,925 円	408,022,261 円	▲ 27,414,664 円	▲ 6.3 %
県 合 計	25,311,004,522 円	23,888,978,067 円	▲ 1,422,026,455 円	▲ 5.6 %

増加 4 団体  
減少 23 団体

## 調整措置（一人あたり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	令和3年度 一人あたり 納付金額	令和3年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	127,214 円	▲ 0.1 %	127,214 円	0 円	0 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	138,643 円	+ 0.9 %	135,759 円	▲ 2,884 円	▲ 30,535,792 円
都 留 市	140,048 円	123,564 円	▲ 2.5 %	123,564 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	136,940 円	▲ 0.2 %	136,940 円	0 円	0 円
大 月 市	139,316 円	123,846 円	▲ 2.3 %	123,846 円	0 円	0 円
韮 崎 市	120,184 円	119,676 円	▲ 0.1 %	119,676 円	0 円	0 円
南アルプス市	123,064 円	128,464 円	+ 0.9 %	125,951 円	▲ 2,513 円	▲ 38,001,586 円
北 杜 市	116,889 円	112,899 円	▲ 0.7 %	112,899 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	123,722 円	▲ 0.5 %	123,722 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	142,468 円	+ 1.8 %	136,721 円	▲ 5,747 円	▲ 95,417,441 円
上 野 原 市	134,858 円	137,010 円	+ 0.3 %	136,139 円	▲ 871 円	▲ 4,668,560 円
甲 州 市	124,070 円	138,434 円	+ 2.2 %	131,441 円	▲ 6,993 円	▲ 60,888,051 円
中 央 市	118,818 円	131,347 円	+ 2.0 %	125,262 円	▲ 6,085 円	▲ 39,801,985 円
早 川 町	121,073 円	122,094 円	+ 0.2 %	121,767 円	▲ 327 円	▲ 83,058 円
身 延 町	148,082 円	138,941 円	▲ 1.3 %	138,941 円	0 円	0 円
南 部 町	155,450 円	126,099 円	▲ 4.1 %	126,099 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	147,787 円	+ 0.6 %	145,936 円	▲ 1,851 円	▲ 7,052,310 円
道 志 村	150,147 円	134,338 円	▲ 2.2 %	134,338 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	106,981 円	▲ 5.0 %	106,981 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	139,786 円	+ 1.4 %	135,372 円	▲ 4,414 円	▲ 6,731,350 円
山 中 湖 村	156,340 円	152,134 円	▲ 0.5 %	152,134 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	125,341 円	▲ 5.3 %	125,341 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	133,465 円	+ 3.1 %	124,294 円	▲ 9,171 円	▲ 1,999,278 円
丹 波 山 村	85,970 円	115,901 円	+ 6.2 %	101,066 円	▲ 14,835 円	▲ 2,432,940 円
富士河口湖町	144,160 円	141,930 円	▲ 0.3 %	141,930 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	125,007 円	+ 0.9 %	122,528 円	▲ 2,479 円	▲ 8,897,131 円
富 士 川 町	142,906 円	129,737 円	▲ 1.9 %	129,737 円	0 円	0 円
県 平 均	129,820 円	130,215 円	+ 0.1 %	128,619 円	▲ 1,596 円	▲ 296,509,482 円

増加 12 団体

減少 15 団体

調整措置対象 12 団体

調整措置総額		296,509,482 円
財源	国公費	149,743,000 円
	県公費	146,766,482 円
	合 計	296,509,482 円

# 令和3年度 標準保険料率

参考資料

## ● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの：α1）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	6.52	-	38,159	-	2.52	-	14,407	-	2.18	-	15,655	-

## ● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.09	-	25,652	18,248	2.53	-	10,476	7,453	2.22	-	11,617	6,060
富士吉田市	7.21	-	30,378	21,610	2.41	-	9,996	7,111	2.07	-	10,815	5,641
都留市	5.50	-	23,155	16,472	2.46	-	10,189	7,248	2.18	-	11,406	5,950
山梨市	6.79	-	28,594	20,341	2.48	-	10,272	7,308	2.17	-	11,326	5,908
大月市	6.19	-	26,070	18,546	2.47	-	10,241	7,286	2.14	-	11,168	5,826
韮崎市	6.69	-	28,163	20,035	2.47	-	10,232	7,279	2.18	-	11,386	5,939
南アルプス市	6.23	-	26,226	18,657	2.35	-	9,732	6,924	1.95	-	10,198	5,320
北杜市	5.50	-	23,149	16,468	2.49	-	10,327	7,346	2.19	-	11,429	5,961
甲斐市	6.21	-	26,161	18,610	2.48	-	10,274	7,309	2.19	-	11,440	5,967
笛吹市	6.68	-	28,127	20,009	2.33	-	9,663	6,874	1.89	-	9,887	5,157
上野原市	6.43	-	27,080	19,265	2.46	-	10,205	7,259	2.08	-	10,863	5,666
甲州市	6.84	-	28,789	20,480	2.11	-	8,752	6,226	1.84	-	9,644	5,030
中央市	6.37	-	26,815	19,076	2.29	-	9,508	6,764	1.91	-	9,998	5,215
早川町	6.32	-	26,618	18,936	2.49	-	10,319	7,341	2.20	-	11,504	6,001
身延町	6.51	-	27,415	19,503	2.47	-	10,222	7,272	2.15	-	11,238	5,862
南部町	6.63	-	27,927	19,867	2.47	-	10,239	7,284	2.13	-	11,133	5,807
昭和町	6.77	-	28,524	20,291	2.41	-	9,975	7,096	2.04	-	10,685	5,574
道志村	6.24	-	26,266	18,685	2.48	-	10,259	7,298	2.20	-	11,488	5,993
西桂町	5.46	-	22,996	16,359	2.50	-	10,339	7,355	2.20	-	11,477	5,987
忍野村	6.42	-	27,051	19,244	2.30	-	9,546	6,791	1.84	-	9,600	5,008
山中湖村	7.06	-	29,722	21,144	2.58	-	10,710	7,619	2.26	-	11,801	6,155
鳴沢村	6.76	-	28,462	20,248	2.43	-	10,051	7,150	2.17	-	11,324	5,907
小菅村	5.63	-	23,693	16,855	1.96	-	8,121	5,777	1.91	-	10,003	5,218
丹波山村	6.08	-	25,589	18,203	2.22	-	9,209	6,552	1.84	-	9,603	5,009
富士河口湖町	6.02	-	25,367	18,046	2.51	-	10,401	7,399	2.22	-	11,581	6,041
市川三郷町	6.42	-	27,050	19,243	2.49	-	10,297	7,325	1.95	-	10,181	5,311
富士川町	7.42	-	31,245	22,228	2.45	-	10,147	7,219	2.15	-	11,247	5,867

## ● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.47	0	25,437	17,160	2.61	0	10,381	7,003	2.25	0	11,618	5,889
富士吉田市	7.88	0	25,325	22,505	2.64	0	8,660	7,056	1.99	0	10,456	6,422
都留市	5.56	0	21,162	17,752	2.51	0	9,302	7,228	2.05	0	11,216	6,793
山梨市	6.86	0	25,011	24,536	2.47	0	9,127	8,728	2.02	0	9,770	7,897
大月市	6.03	0	25,932	18,615	2.39	0	10,536	6,898	1.95	0	10,389	6,826
韮崎市	7.48	0	24,369	17,458	2.76	0	8,821	6,331	2.32	0	10,309	5,241
南アルプス市	6.18	0	23,567	22,586	2.34	0	8,894	8,048	1.75	0	9,542	7,151
北杜市	4.79	0	21,396	21,532	2.12	0	10,444	8,334	1.74	0	11,159	8,280
甲斐市	6.36	0	23,343	21,581	2.42	0	9,692	8,476	2.25	0	10,181	6,359
笛吹市	6.57	0	28,982	20,625	2.30	0	9,974	7,085	1.81	0	10,202	5,310
上野原市	5.88	13.55	24,448	22,589	2.09	5.01	9,961	8,946	1.79	0	8,880	9,077
甲州市	7.00	0	24,917	26,515	1.91	0	8,490	8,537	1.76	0	8,659	5,342
中央市	6.48	0	26,957	18,937	2.31	0	9,579	6,670	1.83	0	10,117	4,807
早川町	5.13	53.94	23,479	21,902	1.87	24.53	10,223	6,889	1.32	27.75	12,333	6,237
身延町	6.39	15.49	22,807	24,682	2.25	6.83	8,745	9,489	1.96	6.36	9,209	7,795
南部町	6.77	0	25,363	22,382	2.60	0	8,590	8,568	1.94	0	9,324	10,583
昭和町	6.32	0	27,539	27,097	1.93	0	11,123	9,764	1.78	0	10,753	7,663
道志村	8.02	0	16,425	13,521	3.19	0	6,350	5,400	2.72	0	5,895	4,197
西桂町	5.09	0	22,174	20,879	2.54	0	9,203	8,735	2.18	0	10,459	8,254
忍野村	6.29	0	25,601	20,032	2.22	0	9,216	6,909	1.67	0	9,179	6,160
山中湖村	7.43	11.41	25,443	28,070	1.91	3.46	14,413	8,984	1.42	3.44	14,973	11,417
鳴沢村	6.63	0	25,019	28,156	2.49	0	9,926	7,196	1.91	0	13,017	6,266
小菅村	7.05	0	18,781	19,980	1.91	0	6,864	7,601	2.11	0	7,237	5,790
丹波山村	6.90	0	18,552	16,834	2.48	0	6,874	6,366	1.78	0	7,493	3,353
富士河口湖町	5.81	13.8	19,447	17,626	2.71	6.32	5,699	6,649	1.88	5.10	10,824	7,462
市川三郷町	4.90	27.48	24,078	25,251	1.96	10.35	9,001	9,235	1.15	9.23	10,893	7,217
富士川町	7.96	0	25,524	26,450	2.24	0	9,812	9,234	1.97	0	9,364	8,481

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。